二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(4)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　十五万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、十万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百五十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　二十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、十五万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百六十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、五万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　八十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、二十万円）

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　十五万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、十万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

ロ・ハ　（略）

（法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業）

第百九条　法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業として、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金（トライアル雇用助成金のうち若年・女性建設労働者トライアルコース助成金は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第九条第一号の規定に基づき支給するものをいう。第百十条の三第一項及び第四項において同じ。）を支給するものとする。

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(4)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　三十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百二十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　四十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百四十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　二十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、十万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　七十五万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、二十万円）

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　二十五万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、十五万円）

(ii)　（略）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　九十五万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

ロ・ハ　（略）

（法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業）

第百九条　法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業として、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金を支給するものとする。